

保護者各位

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

早稲田中学校・高等学校

早稲田中学校・高等学校では、在学する生徒の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害給付契約を結んでいます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。入学時に保護者の同意を得て、在学中、全生徒が加入しています。

給付の内容等は、日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、2020年4月現在、その概略は下記の通りです。

記

1. 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷と疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆などによる皮膚炎など）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは次の場合をいいます。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| (1) 授業中（クラブ活動等特別活動を含む） | (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中 |
| (3) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 | (4) 通常の経路及び方法による通学中（登校、下校中） |

2. 給付金額

(1) 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4割（1割は療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（したがって医療保険でいう被扶養者でたとえば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1割を加算した額が給付されます。療養月額により、標準報酬月額等に関する証明書または所得課税証明書を提出していただくことがあります。

(2) 障害見舞金

障害の程度に応じて、4,000万円（1級）から88万円（14級）が給付されます。

（通学中の場合は、2,000万円から44万円）

(3) 死亡見舞金

3,000万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円）

3. 給付基準

(1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

(2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

(3) 災害給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。

(4) 高等学校の生徒が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部の給付を実行しない場合があります。

4. 日本スポーツ振興センターの「災害給付制度」と区市町村の「医療費助成制度」の優先順位について

学校管理下の傷病等で日本スポーツ振興センターの「災害給付制度」の対象となる場合は、原則的には「災害給付制度」が区市町村の「医療費助成制度」に優先して適応されます。従って、医療機関窓口では、**①**、**②**の医療証は使用せず、健康保険の自己負担分を支払い、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の手続きを行ってください。ただし、居住区によっては上記優先順位が異なる場合がありますので、医療機関窓口または居住区へご確認ください。なお、医療証を使用した場合には、保健室へご報告ください。

5. 共済掛金

学校およびPTA会計より支出します。

■ ご不明な点は、直接保健室までお問い合わせください。

■ 諸手続きに必要な書類一式は保健室にあります。